

議案第27号

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求めるため訴えの提起をする必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

訴えの提起について

次のように訴えを提起する。

1 訴えの相手方

福岡市早良区

2 請求の要旨

- (1) 相手方は、本市に対し、滞納学校給食費金550,580円を支払え。
- (2) 相手方は、本市に対し、平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

- (1) 相手方は、本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) よって、本市は、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、訴えを提起するものである。